

福岡女子大学大学院学則

法人規程第34号

平成18年4月1日制定

令和7年4月1日改正（最終）

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 入学定員及び収容定員（第9条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第10条）
- 第4章 教育方法等（第11条－第17条）
- 第5章 課程の修了及び学位の授与（第18条－第23条）
- 第6章 入学、退学及び休学（第24条－第28条）
- 第7章 除籍及び懲戒（第29条）
- 第8章 再入学（第30条）
- 第9章 聴講生、科目等履修生、研究生、外国人特別学生及び特別聴講学生（第31条）
- 第10章 入学考査料、入学料、授業料等（第32条）
- 第11章 教員組織（第33条・第34条）
- 第12章 研究科教授会（第35条・第36条）
- 第13章 雑則（第37条・第38条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、福岡女子大学学則（平成18年法人規程第33号。以下「本学学則」という。）

第5条第2項の規定により、福岡女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力等を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（課程）

第3条 本学大学院に、博士課程を置く。

（博士課程の目的）

第4条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(博士課程の修業年限等)

第5条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、研究科は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「博士前期課程」といい、後期3年の課程は、「博士後期課程」という。

4 前項の博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

5 第1項ただし書きの規定により計画的な履修を認められた者の在学期間は、別に定めるところによるものとする。

(博士前期課程の目的)

第6条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(博士前期課程の修業年限等)

第7条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、研究科は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

2 在学期間は、4年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

3 第1項ただし書きの規定により計画的な履修を認められた者の在学期間は、別に定めるところによるものとする。

(研究科及び専攻)

第8条 本学大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	専攻名
人文社会科学研究科	言語文化専攻(博士課程)
	社会科学専攻(博士課程)
人間環境科学研究科	人間環境科学専攻(博士課程)

第2章 入学定員及び収容定員

(定員)

第9条 人文社会科学研究科及び人間環境科学研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	言語文化専攻	4	8	2	6
	社会科学専攻	4	8	2	6

人間環境科学研究科	人間環境科学専攻	12	24	3	9
計		20	40	7	21

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(博士前期課程の授業科目及び単位数)

第11条 博士前期課程における研究科の専攻別の授業科目及びその単位数は、別表1から別表3までのとおりとする。

2 研究科の定めるところにより、前項の授業科目について、人文社会科学研究科については30単位以上を修得するものとする。

3 前項に関する取扱いの細則は、別に定める。

(博士後期課程の授業科目及び単位数)

第12条 博士後期課程における専攻別の授業科目及びその単位数は、別表4から別表6のとおりとする。

2 研究科の定めるところにより、前項の授業科目について、人文社会科学研究科については14単位以上、人間環境科学研究科については16単位以上をそれぞれ修得するものとする。

3 前2項に関する取扱いの細則は、研究科が別に定める。

(単位の認定)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告等の成績により、所定の単位を与える。

(教育方法)

第14条 第11条及び第12条の授業科目を多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 研究科において教育上特別に必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、科目の履修の方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(他専攻等の授業科目の履修)

第15条 研究科において必要があると認めるときは、他の専攻の授業科目又は学部の授業科目を履修させ、これを第11条及び第12条に規定する単位とすることができる。

(他大学院における授業科目の履修等)

第16条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、博士前期課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては4単位をそれぞれ超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

3 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第 15 条において準用する大学設置基準第 31 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、博士前期課程にあっては 10 単位、博士後期課程にあっては 4 単位を超えないものとし、かつ、第 2 項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

（留学）

第 17 条 留学（外国の大学院において、当該専攻の教育課程に関連のある授業科目を履修することをいう。以下同じ。）の期間は 1 年を限度とし、前条の規定を準用の上、第 5 条及び第 7 条に規定する在学期間に算入するものとする。

2 留学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 5 章 課程の修了及び学位の授与

（博士前期課程の修了要件）

第 18 条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第 19 条 博士課程の修了要件は、当該課程に 5 年（博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、研究科において定められた授業科目を履修し、30 単位以上（博士前期課程を修了した者にあつては、博士後期課程における授業科目は、人文社会科学系研究科については 14 単位以上、人間環境科学研究科については 16 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については博士課程に 3 年（博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5 年（博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程における在学期間に 3 年を加えた期間」と、「3 年（博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）」とあるのは「3 年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

（大学院における在学期間の短縮）

第 19 条の 2 第 16 条の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程

に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修士論文及び博士論文の審査)

第20条 修士論文及び博士論文の審査については、学長が別に定める。

(最終試験)

第21条 最終試験については、学長が別に定める。

(学位の授与)

第22条 博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	修了課程名	学位名
人文社会科学研究科	博士前期課程	修士（文学、社会科学）
	博士後期課程	博士（文学、社会科学）
人間環境科学研究科	博士前期課程	修士（人間環境科学）
	博士後期課程	博士（人間環境科学）

(教育職員免許状)

第23条 教育職員免許状取得資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に基づき、所定の科目を履修し、その単位を取得しなければならない。

2 取得することができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	種類	教科
人文社会科学研究科	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	英語
人間環境科学研究科	人間環境科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	
		栄養教諭専修免許状	

第6章 入学、退学及び休学

(入学、休学、復学、退学)

第24条 入学、休学、復学及び退学については、本学学則の規定を準用する。ただし、休学の期間は、博士前期課程については通算2年を、博士後期課程については通算3年を超えることができない。

2 本学大学院の入学時期については、特別に必要があり、かつ教育上支障がないときは、前項の規定にかかわらず学期の始めとすることができる。

(博士前期課程の入学資格)

第25条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者（学校教育法第102条）
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（学校教育法施行規則第155条第1項第1号）

- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
 - (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
 - (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
 - (6) 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
 - (7) 指定された専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
 - (8) 旧制学校等を修了した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第 1 号）
 - (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第 2 号）
 - (10) 大学院において個別の入学資格審査により認めた 22 歳以上の者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）
- （博士後期課程の入学資格）

第 26 条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者（学校教育法第 102 号第 1 項）
 - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（学校教育法施行規則第 156 条第 1 号）
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（学校教育法施行規則第 156 条第 2 号）
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（学校教育法施行規則第 156 条第 3 号）
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者（学校教育法施行規則第 156 条第 4 号）
 - (6) 文部科学大臣の指定した者（学校教育法施行規則第 156 条第 6 号）
 - (7) 大学院において個別の入学資格審査により認めた 24 歳以上の者（学校教育法施行規則第 156 条第 7 号）
- （入学許可、入学許可された者の提出書類及び保証人）

第 27 条 入学許可、入学許可された者の提出書類及び保証人については、本学学則の規定を準用する。

（転入学、専攻の変更及び転学）

第 28 条 転入学又は専攻の変更を志願する者には、選考の上これらを許可することがある。

- 2 前項の場合において、既に修得した科目の単位及び在学年数の認定は、研究科において行うものとする。
- 3 他の大学の大学院に転学を志願するときは、学長の許可を得なければならない。

第7章 除籍及び懲戒

(除籍及び懲戒)

第29条 除籍及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。この場合において、本学学則第32条中「教授会」とあるのは「研究科教授会」と、「第9条」とあるのは「本学大学院学則第5条又は第7条」と読み替えるものとする。

第8章 再入学

(退学者の再入学及び除籍又は退学処分を受けた者の再入学)

第30条 退学者の再入学及び除籍又は退学処分を受けた者の再入学については、本学学則の規定を準用する。この場合において、本学学則第34条及び第35条中「教授会」とあるのは「研究科教授会」と読み替えるものとする。

第9章 聴講生、科目等履修生、研究生、外国人特別学生及び特別聴講学生

(聴講生、科目等履修生、研究生、外国人特別学生及び特別聴講学生)

第31条 本学大学院に聴講生、科目等履修生、研究生、外国人特別学生及び特別聴講学生の制度を置く。

- 2 聴講生、科目等履修生、研究生、外国人特別学生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 3 本学大学院と他大学大学院との間で締結する相互単位互換協定に基づき、授業科目の履修を願ひ出る者は、研究科教授会の議を経て、特別聴講学生として受講を許可することがある。受講する者は、女子に限らないものとする。

第10章 入学考査料、入学料、授業料等

(授業料等)

第32条 入学考査料、入学料、授業料その他の費用の種類、額、納入方法等については、別に定める。

第11章 教員組織

(教員組織)

第33条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学教授、准教授及び講師の中からこれを充てる。

- 2 必要がある場合は、前項の教員に非常勤の講師を充てることができる。

(研究科長)

第34条 本学研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。

第12章 研究科教授会

(研究科教授会)

第35条 本学の各研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、研究科長、研究科担当の教授、准教授及び講師をもって組織する。

(審議事項)

第36条 研究科教授会は、学長が次に掲げる当該研究科に係る事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる当該研究科に係る教育研究に関する重要な事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 前2項に規定するもののほか、研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

(準用)

第37条 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

(補則)

第38条 この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の際廃止された福岡女子大学院学則（平成9年3月福岡県告示第634号。以下「廃止前の学則」という。）に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡女子大学大学院学則の規定は、平成27年4月1日以降に入学した学生について適用し、平成27年3月31日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学大学院学則の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡女子大学大学院学則の規定は、平成29年4月1日以降に入学した学生について適用し、平成29年3月31日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学大学院学則の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡女子大学大学院学則の規定は、平成30年4月1日以降に入学した学生について適用し、平成30年3月31日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学大学院学則の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、改正後の福岡女子大学大学院学則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 については令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条及び第 26 条については令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 9 月 26 日理事会決定)

(施行期日)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 26 日理事会決定)

(施行期日)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 12 月 25 日理事会決定)

(施行期日)

1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 12 月 23 日理事会決定)

(施行期日)

1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 言語文化専攻博士前期課程

専門科目	
日本言語文化コース	
日本語教育特別研究	2
音韻・表記特別研究	2
日本語文法特別研究	2
日本史特別研究	2
古典文学特別研究Ⅰ	2
古典文学特別研究Ⅱ	2
古典文学特別研究Ⅲ	2
近・現代文学特別研究	2
視覚文化特別研究	2
日本学特別演習Ⅰ	2
日本学特別演習Ⅱ	2
日本学特別演習Ⅲ	2
日本学特別演習Ⅳ	2
日本語教育実習	2
原典講読Ⅰ	2
原典講読Ⅱ	2
日本語学特別講義	2
漢文学特別講義	2
国文学特別講義	2
英語圏言語文化コース	
英語圏文学と文化特別研究Ⅰ	2
英語圏文学と文化特別研究Ⅱ	2
英語圏文学と歴史特別研究Ⅰ	2
英語圏文学と歴史特別研究Ⅱ	2
英語と文化特別研究Ⅰ	2
英語と文化特別研究Ⅱ	2
英語と歴史特別研究Ⅰ	2
英語と歴史特別研究Ⅱ	2
英語圏文学・言語とジェンダー特別演習	2
西欧文化史特別研究	2
英語圏言語文化文献講読Ⅰ	2
英語圏言語文化文献講読Ⅱ	2
英語圏言語文化文献講読Ⅲ	2
英語圏言語文化文献講読Ⅳ	2
第二言語習得概論	2
英語圏言語文化特別講義Ⅰ	2
英語圏言語文化特別講義Ⅱ	2

英語圏言語文化特別講義Ⅲ	2
共通科目	
比較文学研究Ⅰ	2
比較文学研究Ⅱ	2
世界の中の日本伝統文化	2
漢字文化圏の比較文化史研究	2
総合演習Ⅰ	1
総合演習Ⅱ	1
修士特別研究	8
基本科目	
研究の倫理と方法	2
歴史と社会	2
グローバル社会と英語	2
アカデミックライティング・プレゼンテーション	2
人文・社会統計学	2
国際研究活動	2
デザイン思考	2
リーダーシップ特別演習	2

別表2 教職科目

教職科目	
事前・事後指導（専修）	1
教育実習（専修）	1

別表3 社会科学専攻博士前期課程

専門科目	
国際産業社会コース	
産業社会解釈特別研究	2
東アジア人口論特別研究	2
マクロ経済学特別研究Ⅰ	2
マクロ経済学特別研究Ⅱ	2
ミクロ経済学特別研究Ⅰ	2
ミクロ経済学特別研究Ⅱ	2
国際経済学特別研究Ⅰ	2
国際経済学特別研究Ⅱ	2
経営学特別研究Ⅰ	2
経営学特別研究Ⅱ	2
国際経営特別研究Ⅰ	2
国際経営特別研究Ⅱ	2
人間関係論特別研究	2
東南アジア経済論特別研究Ⅰ	2
東南アジア経済論特別研究Ⅱ	2
国際関係コース	
国際関係論特別研究Ⅰ	2
国際関係論特別研究Ⅱ	2
国際法特別研究Ⅰ	2
国際法特別研究Ⅱ	2
比較憲法学特別研究	2
国際関係史特別研究Ⅰ	2
国際関係史特別研究Ⅱ	2
政治哲学特別研究	2
グローバル協力論特別研究Ⅰ	2
グローバル協力論特別研究Ⅱ	2
国際社会学特別研究Ⅰ	2
国際社会学特別研究Ⅱ	2
ジェンダー特別研究	2
比較社会特別研究	2
比較地域文化特別研究	2
文学・文化交渉特別研究Ⅰ	2
文学・文化交渉特別研究Ⅱ	2
国際機構論特別研究	2
東アジア政治論特別研究Ⅰ	2
東アジア政治論特別研究Ⅱ	2
アメリカ政治特別研究Ⅰ	2

アメリカ政治特別研究Ⅱ	2
中東政治特別研究Ⅰ	2
中東政治特別研究Ⅱ	2
人権論特別研究Ⅰ	2
人権論特別研究Ⅱ	2
共通科目	
国際演習Ⅰ	1
国際演習Ⅱ	1
修士特別研究	8
基本科目	
研究の倫理と方法	2
歴史と社会	2
グローバル社会と英語	2
アカデミックライティング・プレゼンテーション	2
人文・社会統計学	2
国際研究活動	2
デザイン思考	2
リーダーシップ特別演習	2

別表4 人間環境科学専攻博士前期課程

専門科目	
環境自然科学領域	
無機化学特論	2
物理化学特論	2
環境物理学特論	2
分子分光化学特論	2
環境自然科学特別演習Ⅰ	2
環境有機化学特論	2
環境反応化学特論	2
環境生物化学特論	2
生活材料化学特論	2
環境自然科学特別演習Ⅱ	2
細胞機能学特論	2
環境生理学特論	2
発生生物学特論	2
環境自然科学特別演習Ⅲ	2
進化遺伝学特論	2
環境生物学特論	2
環境自然科学特別演習Ⅳ	2
生体情報学特論	2
環境自然科学特別講義Ⅰ（物質系）	2
環境自然科学特別講義Ⅱ（生命系）	2
栄養健康科学領域	
栄養学特論	2
栄養学特別演習	2
栄養教育学特論	2
栄養教育学特別演習	2
食品学特論	2
食品学特別演習	2
調理科学特論	2
調理科学特別演習	2
生物化学特論	2
生物化学特別演習	2
公衆栄養学特論	2
公衆栄養学特別演習	2
人体生理学特論	2
人体生理学特別演習	2
食品衛生学特論	2
食品衛生学特別演習	2

臨床栄養学特論	2
臨床栄養学特別演習	2
公衆衛生学特論	2
公衆衛生学特別演習	2
運動生理学特論	2
国際食流通学特論	2
国際食流通学特別演習	2
臨床栄養師特別研修Ⅰ	2
臨床栄養師特別研修Ⅱ	2
臨床栄養師特別研修Ⅲ	2
環境マネジメント領域	
生活環境衛生学特論	2
住環境学特論	2
環境デザイン学特論	2
環境マネジメント特別演習Ⅰ	2
生活環境管理学特論	2
環境マネジメント特別演習Ⅱ	2
環境政策学特論	2
環境経済学特論	2
環境マネジメント特別演習Ⅲ	2
環境統計学特論	2
環境情報学特論	2
環境マネジメント特別演習Ⅳ	2
生活環境生理学特論	2
人間工学特論	2
環境エネルギー学特論	2
環境マネジメント科学特別講義Ⅰ（環境生活系）	2
環境マネジメント科学特別講義Ⅱ（環境政策系）	2
基本科目	
人間環境科学特論	2
人間環境科学特別演習	2
研究科共通科目	
研究の倫理と方法	2
国際研究活動	2
国際インターンシップ	2
専門職特別研修	2
デザイン思考	2
リーダーシップ特別演習	2
事前・事後指導（専修）	1
教育実習（専修）	1

栄養教諭事前・事後指導（専修）	1
栄養教諭教育実習（専修）	1
特別研究	10

別表5 言語文化専攻博士後期課程

総合演習科目	
言語文化総合演習A	1
言語文化総合演習B	1
言語文化総合演習C	1
専門科目	
言語文化特別講義A	2
言語文化特別講義B	2
言語文化特別講義C	2
言語文化特別講義D	2
特殊研究科目	
言語文化特殊研究ⅠA	2
言語文化特殊研究ⅠB	2
言語文化特殊研究ⅡA	2
言語文化特殊研究ⅡB	2
言語文化特殊研究ⅢA	2
言語文化特殊研究ⅢB	2

別表7 人間環境科学専攻博士後期課程

基礎科目	
キャリアデザインとライフ・プラン	2
デザイン思考	2
リーダーシップ特別演習	2
研究の倫理と方法	2
専門科目	
人間環境科学特殊演習	2
専門職特殊研修	2
人間環境科学特殊研修	2
特殊研究科目	
環境科学特殊研究Ⅰ	4
環境科学特殊研究Ⅱ	4
環境科学特殊研究Ⅲ	4
栄養健康科学特殊研究Ⅰ	4
栄養健康科学特殊研究Ⅱ	4
栄養健康科学特殊研究Ⅲ	4

別表6 社会科学専攻博士後期課程

総合演習科目	
社会科学総合演習A	1
社会科学総合演習B	1
社会科学総合演習C	1
専門科目	
社会科学特別講義A(国際関係分野)	2
社会科学特別講義B(経済分野)	2
社会科学特別講義C(経済分野)	2
社会科学特別講義D(国際関係分野)	2
研修科目	
国際社会特殊研修	2
特殊研究科目	
社会科学特殊研究ⅠA	2
社会科学特殊研究ⅠB	2
社会科学特殊研究ⅡA	2
社会科学特殊研究ⅡB	2
社会科学特殊研究ⅢA	2
社会科学特殊研究ⅢB	2